

個人市・道民税の申告受付

表1のとおり対象町ごとに来場日を指定しています。

この申告または税務署への確定申告を3月15日(水)までに終えないときは、5〜6月発送の市・道民税の通知に反映されない場合があります。

郵送での申告にご協力ください

申告会場は例年大変混雑します。
新型コロナウイルス感染症予防

防対策として、郵送での申告を受け付けています。

令和5年度個人市・道民税の申告書は、市のHPからダウンロードできるほか、前年度に申告された方に送付していますので、郵送での申告にご協力ください。

申告時に必要なもの

(1) 源泉徴収票、営業・不動産収入のある方は収支内訳書
※ 持続化給付金をはじめと

表1 個人市・道民税申告会場一覧(3月分)

地域	月日	申告会場	対象町名	
			9時30分~11時45分	13時~15時30分
本庁・湯川支所・亀田支所・銭亀沢支所管内	3/1(水)	亀田交流プラザ(1階講堂)	美原1、美原3	美原2
	3/2(木)	市役所本庁舎(8階大会議室)	堀川、高盛、宇賀浦、日乃出	的場、時任、杉並
	3/3(金)		本、梁川、五稜郭、柳	松陰、人見、金堀、乃木
	3/6(月)	亀田交流プラザ(1階講堂)	美原4、昭和1	美原5、昭和2
	3/7(火)		昭和3、昭和4	本通1、本通2
	3/8(水)	市民会館(展示室)	日吉4、上野	高丘、滝沢、見晴、鈴蘭丘
	3/9(木)		上湯川、銅山、旭岡	西旭岡1、西旭岡2
	3/10(金)		西旭岡3、鱒川、紅葉山、庵原、亀尾、米原、東畑、鉄山、蛾眉野、山の手1、山の手2	山の手3
	3/13(月)	亀田交流プラザ(1階講堂)	本通3、本通4、東山1	東山2、東山3、北美原1
	3/14(火)		北美原2、北美原3、桔梗1、桔梗2	桔梗3、桔梗4、桔梗5
	3/15(水)	市役所本庁舎(8階大会議室)	柏木、川原	昭和、亀田港

※ 原則、指定日にご来場ください。

※ 3月15日(水)までは、本庁舎2階市民税窓口での申告受付は行っておりません。

する新型コロナウイルス感染症に係る給付金等についても、申告が必要な場合がありますのでご注意ください。

(2) 令和4年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料の支払額のうち、(1)のまたは領収書

(3) 生命保険料、個人年金保険料、地震保険料、平成18年末までに締結した長期損害保険料の控除証明書

(4) 障害者手帳または市が発行する障害者控除対象者認定書

(5) 医療費控除を受ける方は、医療費の領収書と次の4点を記載した明細書

① 受診者② 病院・ドラッグストア等③ 医療費の区分(内容) または購入した医薬品の名称④ 支払った金額および補てんされた金額

※ 明細書は事前に作成してください。

※ 医療保険者から交付を受けた医療費通知を添付すると明細の記入を省略できます。

※ セルフメディケーション税制の適用を申告される方

は健康の保持増進および疾病の予防への一定の取り組みを行ったことを明らかにする書類が必要となります。

(6) 本人確認書類

マイナンバーの記載にあたり、次の①〜②のうちいずれかの方法で申告者の本人確認をします。なお、扶養親族や事業専従者については、本人確認書類は不要ですが、マイナンバーの記載が必要となります。

① 個人番号カード
② 通知カードもしくは個人番号が記載された住民票の写しと運転免許証、公的医療保険の被保険者証、年金手帳等のいずれか一つ

お問合せ 税務室市民税担当
☎ 21・3213

※ 東部4支所管内の方は、各支所の市民福祉課へ。発熱等体調に不安がある方は、来場をお控えください。

指定日にご来場できない方は、ご都合のつく日程でご来場ください。

なお、申告会場へのお問合せはご遠慮ください。

HP
函館税務署からのお知らせ

申告書は自分で作成して早めの提出を

令和4年分の所得税および復興特別所得税、贈与税の確定申告書の提出期限は3月15日(水)、消費税および地方消費税(個人事業者)の確定申告書の提出期限は3月31日(金)です。

期限間際になると、税務署は大変混雑しますので、国税庁のHP「確定申告書等作成コーナー」をご利用のうえ、パソコン・スマートフォンなどから申告書を作成し、電子申告(e-Tax)で提出してください。

お問合せ 函館税務署(中島町37番1号) ☎ 31・3171



納税には便利な口座振替・自動払込をご利用ください

納税通知書、預金通帳、届出印をお持ちのうえ、口座をお持ちの金融機関または市役所・各支所の窓口へお申込みください。

ゆうちょ銀行・郵便局の「自動払込」については、ゆうちょ銀行・郵便局に備え付けの用紙がありますので、直接お申込みください。

お問合せ 税務室納税担当
☎ 21・3234